

期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延について

令和5年1月31日

郡山市上下水道局

総務課

課長 渡辺 啓一

TEL：932-7643

令和4年6月15日に上下水道局職員181人に支給した期末・勤勉手当に係る源泉所得税について、納付を失念したことにより税務署への納付が遅延し、これに伴う延滞税と不納付加算税を納付しました。

1 概要

給与所得から源泉徴収した所得税については、給与支給月の翌月10日（本件の場合、7月11日（月曜日））までに納付しなければならないところ、失念していたことに気づき、納付が遅延（12月27日納付）し、延滞税^{※1}及び不納付加算税^{※2}が課されたもの。

2 延滞税等の額

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 延滞税 | 12万2,500円 |
| (2) 不納付加算税 | 55万1,500円 |
| (3) 合計 | 67万4,000円 |

3 判明の経緯及び対応

- 12月26日 経理上の処理を行う過程において、未納付であることが判明
- 12月27日 期末・勤勉手当（令和4年6月15日支給）に係る源泉徴収所得税1,103万8,877円を納付
- 1月25日 郡山税務署から納税告知書收受
- 1月31日 延滞税等納付

4 原因

- (1) 6月15日支給の期末・勤勉手当における源泉所得税については、6月分の例月給与の支給と併せて納付することとなるが、納付事務の際に期末・勤勉手当分を失念していたため。
- (2) 当該処理に係る決裁の過程で、7月11日納付分に、6月15日支給の期末・勤勉手当に係る源泉所得税が含まれていないことに気付くことができなかったため。

5 再発防止策

チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

※1 延滞税 法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて課せられるもの。（本件については2.4%で計算）

※2 不納付加算税 納付遅延があった場合で、税務署から調査による指摘がなく自主的に納付したときは、税額の5%が課されるもの。